

大崎上島町不妊治療費助成事業

大崎上島町では、不妊治療を受けられているご夫婦に対して、治療費の一部を助成しています。

1. 助成を受けることができる方

次の要件をすべて満たす方です。

- 法律上の婚姻をしている方で、体外受精、顕微授精及び男性不妊治療による不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は、きわめて少ないと指定医療機関に判断された方
- 当該助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である方
- 助成を受けようとする特定不妊治療の開始時点から申請時点までの全期間において、大崎上島町に住所を有する方
- 広島県の実施する不妊治療支援事業において、不妊治療費の助成の承認を受けた方
- 上記に定める以外の不妊治療費の助成を受けていない方
- 町税等を滞納していない世帯

2. 助成の内容

指定医療機関で、体外受精または顕微授精に要した費用（入院費や食事代など治療に直接関係のない費用は除く。）の総額から、広島県の不妊治療支援事業の助成額を差し引いた額の二分の一の額または15万円のいずれか低いほうの額を助成します。

なお、当該助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは、43歳になるまでに通算6回まで、妻の年齢が40歳以上43歳未満であるときは、43歳になるまでに通算3回とします。

3. 申請の方法

助成金の交付を希望される方は、広島県不妊治療支援事業承認決定の日から起算して2か月以内に、次の書類等を大崎上島町保健衛生課に持参してください。

- ①不妊治療費助成申請書
- ②広島県の不妊治療支援事業承認決定通知書の写し
- ③広島県の不妊治療支援事業の助成申請に当たって提出する不妊治療費助成申請にかかる証明書の写し

申請には、その他に 印かん・申請者名義の振込先口座を確認できるものが必要です。

<お問い合わせ先>

大崎上島町役場 保健衛生課 電話 (0846) 62-0330
〒725-0301 豊田郡大崎上島町木江4968

～ご注意ください～

令和4年4月より不妊治療の一部が保険診療適用となっているため、年度をまたぐ治療についての助成は1回となりました。詳しくは、保健衛生課までお問合せください。

